

《大津市国民健康保険事業の運営に関する協議会 議事録（要旨）》

日 時	令和6年5月22日（水） 10時30分開会～11時45分閉会
場 所	大津市役所本館4階 第4委員会室
出席委員	①被保険者を代表する委員 田中勉委員、澤憲委員 ②保険医又は保険薬剤師を代表する委員 大村具子委員、木村誠委員 西村秀明委員 ③公益を代表する委員 結城慶一委員、玉井泰子委員 川端美保子委員 ④被用者保険等保険者を代表する委員 奥野 武浩委員 以上9名出席
傍 聴 者	3名
事務局職員	菊池 健康保険部長、松邨 健康保険部次長、 中江 保険年金課課長、白須 健康推進課課長、 神山 保険年金課課長補佐、田中 保険年金課課長補佐、 中村 保険年金課収納係長、山本 保険年金課資格給付係長、 井上 保険年金課主査、水野 保険年金課主事、 松山 保険年金課主事、 木本 健康推進課課長補佐、原田 健康推進課健康支援係長、 谷仲 健康推進課主査 以上14名
議 事	（1）令和6年度大津市国民健康保険の保険料率（案）について
報 告 事 項	（1）令和5年度大津市国民健康保険事業特別会計決算見込について

事務局	お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今より大津市国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催させていただきます。 開催にあたりまして、健康保険部長の菊池がご挨拶申し上げます。
事務局	(部長挨拶)
事務局	続きまして、本協議会会長からご挨拶を頂戴いたします。 よろしくお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	ありがとうございました。 それでは会議に入らせていただきます。 まず本日の委員の出席状況につきまして、ご報告させていただきます。 公益代表 3 名、保険医等代表 3 名、被保険者代表 2 名、被用者保険者代表 1 名、以上合計 9 名の委員にご出席を賜っております。 従いまして、大津市国民健康保険条例施行規則第 3 条第 3 項に規定する定足数を満たしておりますので、会議が成立することをご報告いたします。 それでは議事に入らせていただく前に、本日の資料の確認をさせていただきます。 (資料の確認)
事務局	次に、ご発言をいただく際のマイク的使用方法についてご説明をいたします。 ご発言のある方は、挙手をしていただきまして会長の指名を受けた後、マイクの中央部分の銀色のボタンを押していただいてから、ご発言をお願いいたします。 ご発言を終えられましたら、銀色のボタンを押してマイクを切っていただくようお願いいたします。 それでは議事に入らせていただきます。 以後の進行につきましては、大津市国民健康保険条例施行規則第 3 条第 2 項の規定により、会長に議長をお願いいたします。 それでは会長よろしくお願いいたします。
会長	それでは始めさせていただきます。 まず議事に入ります前に、当協議会の公開について、委員の皆様と確認をしておきます。当協議会は議事録を公開といたします。 また、本協議会は、「大津市附属機関等の設置及び運営に関する指針」に基づき、一般公開とさせていただきます。

会長	現在、傍聴の希望者がいますので、傍聴を承認することよろしいでしょうか。 (承認)
会長	それでは、傍聴者に入室いただきます。 (傍聴者入場)
会長	それでは、次第の3、議事の第1「令和6年度大津市国民健康保険の保険料率（案）について」を議題とし、事務局に説明を求めます。
事務局	(令和6年度大津市国民健康保険の保険料率（案）について説明)
会長	ただ今の事務局からの説明に対してご意見、ご質問はございませんか。
委員	資料8ページの今年度の保険料率の案について、どう評価するかというのが今回のポイントだと思います。 まずその前に不思議に思ったことが1つあったので、先に確認しておきたいと思います。 令和6年度の案の数字と平成31年度の2つを比べると、所得割のパーセントも均等割も平等割の金額も、令和6年度の方が、数字が大きいですよね。 すべて数字が大きくなっているのに、モデル①の保険料額は令和6年度の方が安くなっているのが、少し不思議に感じました。 これは基礎控除額が途中で変わっているからというのが原因なののでしょうか。
事務局	今、委員がおっしゃったように、基礎控除額が変わっているというのは実際にございます。
委員	基礎控除額はどの年にいくら変わったのですか。
事務局	令和3年度に、基礎控除額が10万円引き上げということになってございます。 現在が43万円ですので、33万円が43万円に引き上げになってございます。
委員	令和3年度に33万円から43万円に引き上げられたということですが、その理由は何ですか。
事務局	国の税制改正でございます。

委員	具体的にどういう税制改正があったのですか。
事務局	基礎控除額が 10 万円上がっているということでございます。
委員	今言われた基礎控除額というのは、国保の話ですか、それとも所得税の話ですか。
事務局	所得税です。
委員	所得税の基礎控除額が上がった理由は何ですか。
事務局	細かい理由までは今資料を持ち合わせておりません。申し訳ございません。
委員	令和 3 年度に給与所得控除が今まで 65 万円だったのが 55 万円に下がりましたよね。それに合わせて基礎控除額は 10 万円あげたから、給与収入が同じだったら、その課税対象所得額は変わらないようにしたのですよね。同じことが公的年金についてもいえます。 だから一方的に基礎控除額を上げたのではなくて、そもそも所得を計算するときの給与所得控除や公的年金控除を下げているから、両方足したら変わっていないのです。 だからいわゆる 103 万円の壁は、65 万円プラス 38 万円であったものが、55 万円プラス 48 万円に変わって、合計 103 万円というのは何も変わってないわけです。 モデル①の世帯は、平成 28 年度から所得を 250 万円を通して同じ条件だと言っておられますが、収入で考えたら途中で 10 万円減っているわけです。令和 2 年度までの収入より、令和 3 年度以降の収入は 10 万円減っているのです。 だから令和 3 年度以降は、収入が減っているから、同じ料率だったとしても保険料は減って当たり前なのです。 だからこういう条件で比べるのは、あまりフェアじゃないというか、むしろ誤解を招くので、よくないと思うのです。 途中で基礎控除が変わるというようなことは普通ないから、所得で揃えても同じことになるのですが、途中で基礎控除が変わるというようなことが表の中に入っているのであれば、所得で揃えるのではなくて収入で揃えないと、同じ条件で比較したことにならないと思うのです。
会長	事務局からコメントはありますか。
事務局	ご指摘の通りだと思います。申し訳ありません。 今後資料を作成するにあたりましては、そのあたりをもう一度しっかりと精査させていただきます。ありがとうございます。

委員	どうしても所得で揃える必要があるのであれば、何か一言、コメントや注釈をつけておかれた方がいいのではないかと思います。 本題に戻って、令和6年度の保険料率のところで、先ほど財政調整基金を4億8,000万円活用してこの結果になったというふうにおっしゃったと思うのですが、それで間違いはないですか。 去年のこの会議でも同じようにこの基金の活用が話題になったと思うのですが、去年は3億2,000万円ほど使われたということでもいいですか。 次の議題に出てくる資料2の歳入のところに、調整基金から3億2,000万円という数字が出ていますので、去年は3億2,000万円使われて、保険料率を前年の令和4年度と据え置きにすることができたけれども、今年は4億8,000万円使ってもまだこれだけ上がるという、そういうことでよろしいですか。
事務局	基金につきましては、今委員がおっしゃったように、約3億2,000万円の活用と、あと次の議題でも出てきますが、決算剰余金という去年からの繰越金というものがございます。ここで言うと2億8,000万円ほどございますので、そちらもあわせまして、活用をさせていただいたということになります。 基金だけではなく、剰余金も活用させていただいたということです。
委員	今年度はその剰余金はないのですか。
事務局	今年度につきましては、それほど剰余金はございませんので、活用させていただいておりません。
委員	基金の4億8,000万円の活用というのは、その基金を全部使いきっているのですか。
事務局	基金の残高が現在約8億2,000万円ほどでございます。 そのうちの4億8,000万円を活用させていただいて、今回の料率を算定させていただいております。基金の残りが約3億4,000万円になります。
委員	8億円ほどの基金の中から、4億8,000万円を使って、今年度こういう料率にしようという判断をされたと思うのですが、それがいいかどうかちょっと私は、何も言う立場にはないのですが、そのあたりのプロセスが分かりにくいと感じます。 被保険者の立場から言うと、これだけ保険料が上がる以上、もう少し詳しい説明が欲しいなと思います。なぜこうなるのかという説明を聞きたいと多くの人は思うのではないのでしょうか。 それに対して今回の資料のような内容だけでは、やはり少し理解ができないところがあると思うのです。 8億円ある内の4億8,000万円を使って、今後のために残しておこうという判断とし

委員	ては分かるのですけれど、なぜそうなるのかという理由が知りたいですね。8億円あるのだったらもう少し使ってもいいのではないかと思う人も当然出てくると思うのです。 いろいろなことを言いましたけれども、それぞれの被保険者の考え方があると思うので、できるだけ多くの人が理解できるような説明の仕方を今後していただきたいということを最後に申し上げておきます。
会長	今おっしゃっていただいたことについて、なぜ4億8,000万円活用したかということ、長期見通しも含めて、何かコメントした方がわかりやすいと思いますが、どうでしょうか。
事務局	基金をどれくらい活用したら保険料がどうなるかといういろいろなパターンを我々も想定させていただきました。 先ほど説明の中にもあったのですけれど、前提に県が示した標準保険料率というものがあります。それで言いますと、このモデル①の世帯では10.5%ほど増えるということがベースにあります。 ただ、去年のこの場でもご説明させていただいたとおり、保険料率というものはあまり乱高下することのないように、市民の皆さんの生活の面からも平準化するのが良いのではないかという考えが前提にあります。 そうであれば、今ある8億2,000万円の基金を、どの程度活用したら平準化が図れるのか。さらに令和9年度に滋賀県全体の保険料水準の統一というものが検討されています。ですので、それに向けてどのように保険料を推移させていくのかという点がございます。 あともう1点は、現在報道等でもよく取り上げられているのですが、令和8年度には子ども・子育て支援金の導入の予定がございます。 今お伝えした点は保険料に関しましては上昇要因になると考えられます。 以上のようなことから、先ほどおっしゃったように基金をもっと使うのも1つではないかというようなお考えもあるかとは思いますが、今後不確定要素があるなかで、すべて使い切るというのはいかがなものか、という考え方をベースに検討いたしました。 今申し上げましたように、幾つかパターンを想定しながら、急激な上昇にできるだけならないように、かといって、今後の将来の備えがなくならないように、というようなことを勘案した結果のバランスを取った額が4億8,000万円ということでご理解いただけたらと思います。
会長	他都市の状況について、今の段階で何か分かれば教えて下さい。
事務局	今把握している状況でございますが、県内に19市町あります。そのうち、10の市町が今のところ引き上げを予定されています。6の市町が据え置き、大津市を含め残りの3の市町が未定となっております。

会長	他にご意見やご質問はありませんか。 (意見なし)
会長	無いようですので、本議題については、ご承認いただいたものとするに異議はございませんか。 (異議なし)
会長	異議がないようですので、承認したものいたします。
事務局	次に次第の4、報告事項の第1「令和5年度大津市国民健康保険事業特別会計決算見込について」、事務局の説明を求めます。 (令和5年度大津市国民健康保険事業特別会計決算見込について説明)
会長	ただいまの事務局からの報告に対して、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	データヘルス計画が説明されるのかと思って待っていたのですが、無いようですので、少し伺いしたいことがあります。 このことに関して、今年から後期高齢者の健診が入りまして、費用の負担がかかることになるのですが、この費用が高くなるということがちょっと腑に落ちないのですけれども、どうして後期高齢者の特定健診が復活したのか経緯を教えてくださいと思います。
事務局	後期高齢者の健康診査につきましては、滋賀県後期高齢者医療制度の方で、令和5年度に対象者の見直しがされていきました。 平成26年度までは、令和6年度からの対象者と同じような対象者で、健診をされていきました。ところが平成27年度に見直しをされて、対象者をぐっと少なくしたという経緯を聞いております。国保から後期高齢者医療制度へ移行される方が増え、国保のときの医療費と比べると、医療費がとても上昇するという現状もありますし、年々医療費が上昇していきます。国保の被保険者は、生活習慣病など予防できる疾患を予防し、生活習慣病になられても、さらに重症化しないようにというような取り組みを、平成20年度に特定健康診査というものができてから行っています。 しかし後期高齢者医療制度ではそのような取り組みではなく、平成27年度から令和5年度までは、実際に定期的に医療機関にかかっておられる方はその主治医に診ていただき、定期的に医療機関にかかっていない方だけを対象に健診をして、生活習慣病の早期発見をするという目的でされていたのですが、それではやはり、重症化予防ができません。

事務局	いと分かりました。 このため、滋賀県後期高齢者医療広域連合で対象者の見直しをされて、国保の保健事業と同じような形で、未病の方は病気にならないように、または早期発見・早期治療をしていく、現在医療機関にかかられている方は重症化をしないように、という目的で健診を受けて、健診データから保健事業をしていくという理由で、対象者が拡大したと聞いております。
委員	そうしましたら、平成 26 年度で中止になってから、とても医療費が上がったということなのですね。 今回、平成 26 年度からは、医療費が随分上がったというわけではなく、年々上がってきているということと健診とどう結びつくかという検証などはしていच्छらないのですか。 というのは、今回健診を再開したのは、どういう目的を持ってされているのかなと思ったのです。何年後にどれくらい医療費が下がるかとか、どういうことを目的に、このシステムを続けていくのかなどの根拠があるのかなと思っているのです。 費用がない時に対象者を拡大するという価値や目標をどこに持っておられるのかなと考えています。
事務局	滋賀県後期高齢者医療広域連合で保健事業の計画書を作成されており、大津市は広域連合から健診事業を委託されて、健康推進課が健診事業をさせていただいています。 医療費の額や、何を目標にしてということを、今は資料を手元に持っていませんので、また確認してお答えできたらと思います。
委員	マイナ保険証のことで少しお伺いしたいのですが、7 月に紙の保険証がまた配布されますが、12 月に廃止になるというのがもう決まっているわけですね。 まだ問題がいろいろあるようで、大丈夫かなという心配を一部の人はしているし、私も多少心配をしているのですけれども。 心配なのは、マイナンバーカードそのものの問題というものもあるので、それはここで言うてもしょうがないのでやめておきますが、保険証として使う場合に、一部の人はマイナ保険証にせず従来の紙の保険証を使おうとされているわけです。そういう人に対しては、紙の保険証が廃止になった後は資格確認書というものが別途発行されるわけです。 そうすると、マイナンバーカードを持っている人と持っていない人、或いはマイナンバーカードを持っているけれど保険証として登録をしていない人、そういう情報がタイムリーに大津市の国民健康保険であれば大津市に来ないといけないと思うのですが、その情報はタイムリーに来るのでしょうか。 今後新たにマイナンバーカードを保険証として登録する人もあれば、逆に今まで保険証として登録していたものを解除することもできるようになるというようなことを聞

委員	いています。今までマイナ保険証を持っていた人が解除したということになれば、その人に紙の資格確認書を送らないといけないと思うのですが、そういう情報がタイムリーに行くことになっているのでしょうか。 他にいろいろある中で、その点が天津市の仕事としてはポイントになるかと思うのですけれど、大丈夫なのでしょうか。
事務局	まず、おっしゃっていただいたように現在は紙の保険証が皆さんのお手元にございます。今は7月末まで有効なものを発行しておりますので、それが今回更新になります。 更新すると、1年間保険証が有効ですので、まずは来年の7月末までは、現行の保険証と同じものがお使いいただけるという事が前提にあります。 また、今お話しいただきましたように、資格確認書というのは、マイナンバーカードの保険証連携をされていない方に交付することになっております。 国から事務連絡が出ておりまして、当分の間は、ご本人の申請によらず職権で交付するということになっていますが、当分の間というのがどれくらいの期間であるかがまだ定められておりませんので、いつまでという事は申し上げられませんが、一定ご本人の申請をいただかなくても、天津市から資格確認書は発行していくという流れになります。 12月2日で現状の保険証が一旦廃止になりますので、12月2日以降に、例えば他都市から天津市に転入された際、新たに保険証を必要とされる方には、マイナ保険証か、マイナ保険証をお持ちでない場合は、資格確認書をお渡しするという事になります。 一方で、マイナ保険証をお持ちの方につきましては、「資格情報のお知らせ」というものをお渡しいたします。例えばマイナ保険証が使えない病院や診療所もありますし、そこでマイナ保険証しかお持ちでない方はご不便がかかりますので、「資格情報のお知らせ」というものを別途お渡しすることになります。 現在分かっている範囲の概略はそういうことになっております。
委員	私がいろいろなところから聞いて理解していた内容と同じなのですが、今マイナ保険証を持っていますという人には資格確認書は行かないで、その「資格情報のお知らせ」は行くわけですね。例えばその人が将来、マイナ保険証をやっぱりやめるということもできますよね。 今日やめたとしたら、その日からそのマイナ保険証は使えなくなり、その人には資格確認書を送らないといけないわけですが、それがその日にタイムリーに行くはずはないですね。 ですから、マイナ保険証を今まで持っていたけれどやめましたという情報は、例えばひと月分とかまとめて来るんじゃないかと思うのです。そしてその情報を取得した天津市が、例えばひと月以内に資格確認書を送りますということであれば、2ヶ月間保険証が無いという状態になってしまわないかという心配をしているのですけれど、そういう心配はあるのではないですか。

事務局	確かに今おっしゃっていただいたような懸念はあるかと思いますが、現時点で国から詳細が示されていないため、示された時に、その点がどう対応できるか、市民の皆様にご不便のかからない形で、こちらが対応できることを考えていきたいと思っています。
委員	もともと、マイナンバーカードというのは国の政策に基づくものですから、ここだけの話ではないのは分かるのですが、やはりそういう色々な心配や懸念があるということも、広報しておいていただいた方がよいかと思います。マイナンバーカードについては、いい話ばかり聞こえてきますが、先ほど言いましたようなことは、必ずタイムラグができるはずだと思います。マイナ保険証をやめた人についての情報が、すぐに大津市に届いて、すぐ資格確認書を発行できるということはありません。必ず、タイムラグができますよね。どれくらい短くできるか分かりませんが、その間は、保険証を使えないということになってしまうのではないかと思いますので、それも含めて、懸念されることを広く伝えていただいて、それを前提に国民なり被保険者が判断して、どちらを選ぶかというのを判断できるようにしてもらわないと、後で問題になりそうな気がします。 良いことだけを伝えるのではなくて、こういう問題もあるということも、やはりあわせて伝えていただくべきじゃないかなと思います。
事務局	補足ですが、今現在、国民健康保険の加入手続きについて、随時、転入や社会保険をお辞めになられて、国民健康保険に加入されています。そのデータを、逐一国保連合会へ送っています。 その情報を元にデータベースが作られます。それを医療機関が資格の確認に使われるということになっていますので、すぐ確認できるということはないかもしれませんが、タイムラグを短くするように、双方のシステムで努力していかないといけないですし、今現在、資格確認ができない場合については医療機関からの問い合わせをもとに、保険年金課の職員が確認をしてお答えしているという状況であります。
委員	また次回にでもお話しさせていただきたいと思うのですが、今私が言ったのは逆の話で、今までマイナ保険証を持っていた人が登録を解除した場合に、その情報が伝わって、資格確認書を送らないといけないという流れのときに、どれくらいのタイムラグがあるかということです。 絶対にタイムラグがあるはずですが、それは今のシステムでは何ともしようがないように思うのです。 そのため、このケースがタイムラグが一番長くなると思って質問させてもらったのですが、他にもいろいろあると思いますので、また次回にお願いいたします。

委員	医療機関の人間としての意見なのですが、一般的にマイナ保険証から紙の保険証に変わるというケースは今はないのですが、健康保険証が変更になった場合は、実際に保険証を見せていただくのがひと月から長くてふた月ぐらい遅れるケースもありますので、今のお話に限ったことではないのですが、私の薬剤師としての立場で言えば、マイナ保険証を皆さんに有効活用していただくことを推進していただきたいなと思います。 ですが、確かにそういうことは、個人個人のお考えがありますので、マイナ保険証の登録を解除するという方には、できるだけ早く対応していただきたいと、そのように思います。 加えて、他の健康保険組合から国民健康保険に変わられる際にも、スピーディーな対応をお願いしたいと期待しております。
事務局	国から何か情報があれば、適切なタイミングで皆様にお知らせできるように、「広報おおつ」やホームページなど、色々な媒体を通じてご案内させていただきます。市民の皆様にはできるだけ丁寧に、そしてきめ細やかに情報が届くようにしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
会長	他にご意見はございませんか。 (意見なし) 熱心な議論をどうもありがとうございました。 以上をもちまして本日の議事は終了とし、進行を事務局に戻します。
事務局	会長、ありがとうございました。 また委員各位につきましては、議事の円滑な進行と貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。 なお本日の審議を経まして、保険料率につきましては6月1日の告示を予定しております。保険料の令和6年度の決定通知書につきましては、6月中旬ごろに発送予定で進めさせていただきます。 なお次回の本協議会につきましては、10月の開催を予定しております。 日程が決まり次第、ご案内をさせていただきますので、ご出席賜りますようよろしくお願いいたします。 それではこれもちまして本日の協議会を終了させていただきます。 ありがとうございました。